

## 令和8年度「京都観光モラル」SNS動画プロモーション業務 仕様書

### 1. 背景と目的

年間5,000万人以上の観光客が訪れる京都市においては、観光客による一部の場所、時期、時間帯における混雑やマナー違反が市民生活に影響を与えており、これらの課題解決のために、京都市及び京都市観光協会（以下、「観光協会」という。）では、観光客・観光事業者・市民に求める行動基準として「京都観光モラル」を策定し、その普及・啓発を進めている。

昨年度は、観光客がウェブサイト上で「京都観光モラル」に即した行動の遵守を宣言し、同モラルに関するクイズの正解数、同モラルの趣旨に賛同する事業者への訪問数、SNSでの拡散数などに応じて特典を受けられる「京都観光モラル宣言キャンペーン-Kyoto Traveler's Promise-」を実施したが、観光客が興味を抱くような情報発信が出来ず、宣言者数が伸び悩んだため、令和8年度において、新規コンテンツの作成と更なる情報発信を予定しているところである。

本業務では、SNS上に「啓発映像（動画広告）」を配信することで、より多くの観光客へアプローチし、「京都観光モラル」に賛同するサイト（京都観光モラル宣言-Kyoto Traveler's Promise-）への誘導を図り、賛同者を増やすことで、「京都観光モラル」への賛同者の定量的な把握・可視化及び観光マナーの普及啓発の定量的な効果測定に繋げることを目指すものである。

京都観光行動基準（京都観光モラル）特設サイト <https://www.moral.kyokanko.or.jp/>  
京都観光モラル宣言-Kyoto Traveler's Promise-※ <https://promise.kyoto.travel/ja/campaign>  
※現在公開しているものは昨年度のキャンペーン内容となります。今年度の広告配信時期に間に合うように内容のリニューアルを予定しています。

### 2. 業務委託期間

契約締結日から2027年（令和9年）1月31日（日）まで

### 3. 委託上限金額

6,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

本事業における主要項目ごとの予算配分の想定は以下の通り。提案にあたっては、この配分を念頭に置いた企画および見積書を提示すること。

- 1) 啓発映像の企画・制作費：2,000,000円～2,500,000円程度
- 2)・3) SNS広告・外部デジタル広告の設計・配信運用費（媒体費含む）：3,300,000円～3,800,000円程度
- 4) 効果測定・データ分析・実績報告書作成費：600,000円程度

※上記金額はあくまで目安であり、提案者のノウハウに基づいた、より効果的なアプローチに伴う配分の変更提案を妨げるものではない。

## 4. 委託内容

### 1) 「京都観光モラル」啓発映像（動画コンテンツ）の企画・制作

京都観光モラル宣言の認知向上および賛同者数の増加を目的として、観光客が興味を抱き、自身の行動を振り返り、「京都観光モラル」への意識を持つ「きっかけ」となる映像を5本制作すること。

- 映像の表現手法（実写、アニメーション等）は問わないが、提案する5本の映像は、それぞれ類似施策の羅列を避け、互いに独立したアプローチ（異なるコンセプトや表現手法等）とすること。その上で、それぞれのターゲット層（国内外の観光客、若年層など）へ直感的にメッセージが伝わり、SNS上で目を引く最適な表現手法を提案すること。
- 場所・時間帯の混雑緩和（分散観光の促進）やマナー遵守を、観光客が自分事として捉えられるストーリーや演出を企画すること。
- 各SNSプラットフォームの特性（スマートフォン縦画面視聴、音声オフ再生、最初の数秒での惹きつけ等）に最適化した仕様（15～30秒程度の短尺動画など）で制作すること。
- 外国人観光客の態度変容を促すため、日本語だけでなく、英語、簡体字の字幕を入れること。
- 映像の制作（実写撮影を行う場合等）にあたり必要となる撮影許可の申請、ロケーションの確保、出演モデル・ナレーターの手配、およびこれらに要する一切の費用（出演料、使用料等）は、すべて受託者の責任と負担において行うこと。
- 映像作成時に広告配信用（サムネイル等）に使用する静止画素材の撮影を行うこと。
- 完成版の映像とは別に、テロップ・CG等の文字情報および日本語ナレーション（該当する場合）を挿入する前の動画データ（以下、「クリーン版」という。）を併せて納品すること。委託者は、納品されたクリーン版データについて、中国市場をはじめとする海外向けのローカライズ（翻訳、字幕・ナレーションの追加、一部再編集等）を行い、各種プラットフォームへ投稿・二次利用できるものとする。

### 2) SNS広告の設計・配信

広告フォーマット（例：Instagram/Facebookのインスタントフォーム、Xの投票機能やカンパセーションボタン、各SNSのアンケート機能等）を活用し、映像視聴後に、速やかに当該映像によって京都観光モラルに賛同する旨の意向を確認できるようにすること。また、配信するSNS広告から、ユーザーを「京都観光モラル」に賛同するサイト（京都観光モラル宣言-Kyoto Traveler's Promise-）へ誘導すること。配信実施期間は、2026年9月頃から2027年1月末まで、延べ5ヶ月程度とする。配信は下記の委託者が運営するSNSアカウントを用いて行うものとする。

配信に当たっては、旅マエ（京都旅行を計画している層、京都の観光情報を検索している層）、旅ナカ（京都市内に滞在している観光客、または京都駅等の主要ターミナルや主要観光エリア周辺にいるユーザー）に対して適切なタイミングで実施する。受託者は、掲載の効果をモニタリングし、必要に応じて媒体のターゲティングの改善、掲載先の変更等を行うものとする。

Instagram公式アカウント（日本語・英語）	<a href="https://www.instagram.com/visit_kyoto/">https://www.instagram.com/visit_kyoto/</a>
X公式アカウント（日本語）	<a href="https://x.com/kyo_kanko">https://x.com/kyo_kanko</a>
Facebook公式アカウント（日本語）	<a href="https://www.facebook.com/kyokanko/">https://www.facebook.com/kyokanko/</a>
Facebook公式アカウント（英語）	<a href="https://www.facebook.com/visitkyoto/">https://www.facebook.com/visitkyoto/</a>

### 3) 効果測定および賛同者の定量的把握・可視化

本取組の効果を検証し、「京都観光モラル」に賛同したユーザー数を定量的に把握すること。

- 提案時における仮の目標設定（KPIの提示）：応募者は、本業務の目的および予算規模を踏まえ、本業務を通じて達成を目指す「動画の総再生回数」「広告インプレッション数」「広告上での賛同アクション数（想定賛同者数）」等の仮の目標値を提案書内で提示すること。なお、この数値は提案時点の想定であり、契約締結後に委託者と協議の上、確定するものとする。
- データ収集と可視化：動画の完全視聴率、再生回数、広告インプレッション数
- 広告上で「賛同」などのアクションを行った総ユーザー数（賛同者の可視化）
- 広告から、「京都観光モラル」に賛同するサイトへ遷移したユーザー数及び、当該サイトにおいて賛同したユーザー数
- 提案時に掲げる目標設定を達成するためのロードマップを提案するとともに、目標設定に対して、月1回の定期的な配信状況の報告（月次レポートの提出）を行うこと。また、ロードマップに示す目標を達成することが出来ない場合、翌月の報告の際に対応策を示すこと。

業務終了時には、配信結果（国内・海外別等の傾向）を分析し、動画視聴データ、広告上での賛同者数の定量的データ、成果分析、観光客の態度変容に対する動画広告の有効性や、次年度に向けた課題・改善提案をまとめた実績報告書を作成すること。受託者は報告書の内容について、事前に委託者の確認を受け、必要な修正等を行う。納品物はPDFファイルおよび対応する編集可能ファイル一式とし、委託期間末日までに委託者へ提出すること。

### 5. 納品物

- 啓発映像（クリーン版を含めた動画データ一式）
- 静止画データ（サムネイル等への利用を想定）
- 広告配信設定・運用レポート
- 実績報告書
- その他、業務遂行上発生した資料等

### 6. 留意事項

- 業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、委託者と綿密な連携を図りながら本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- 本業務で作成する成果物（映像、画像、テキスト等）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他知的財産権は、全て委託者に帰属する。
- 本業務の成果物を構成する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、委託期間の終了後を含めて、本業務の遂行以外の目的、および自己の利益のために使用してはならない。
- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、第三者への漏洩が発生しないよう適切に管理する。個人情報の取扱にあたっては、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。

- 本業務の受託者は、その地位・権利を第三者に譲渡することはできず、本業務の全ての履行を第三者に再委託することはできない。
- 本業務の一部の履行を第三者に再委託する場合、本業務の受託者は再委託の範囲および再委託先について、予め委託者から文書による承認を得なければならない。再委託を受けた者は、本業務の履行について受託者と同等の義務を負い、受託者は再委託先の行為について、連携して責任を負う。
- 本仕様書に定めのない事項や追加の事項が生じたとき、または本業務の遂行にあたって疑義が生じたときは、委託者と協議のうえ、決定する。

## 7. 問い合わせ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課

担当：水本、堤

TEL: 075-213-0070 / Mail: [moral@kyokanko.or.jp](mailto:moral@kyokanko.or.jp)

## 8. 令和8年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業に係る記載

文書作成日 2026年6月4日

発注者所在 京都府京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地